



介護保険料などを軽減

5月6日(木)から軽減申請の受け付けを開始

所得が少なく介護保険料などの支払いが困難な65歳以上(第1号被保険者)の人を対象にした、帯広市独自の軽減制度があります。

問い合わせ 介護高齢福祉課(市庁舎1階、介護保険料の軽減・減免は総務・保険料係、☎65・4150、介護サービス利用料は介護認定給付係、☎65・4151)、介護保険料の納付相談・徴収猶予は収納課(市庁舎2階、☎65・4128/4129/4126)

みんなで支え合う 介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合う制度です。介護保険の運営に必要な財源は、約半分以上の人が負担する保険料で、残り半分を公費で賄っています。

人が、介護サービスを利用したときに使われます。誰もが安心して介護サービスを利用できるように、介護料の納付にご理解とご協力をお願いします。

介護保険料の軽減申請の受け付け

軽減の対象者 預貯金などの資産を活用してもなお生活が困難な人で、次のいずれかに該当する場合があります。
▼令和3年度の保険料段階※が表1の第2段階から第5段階になる見込みの人で、令和2年中の

表1 保険料段階別の対象者と軽減対象者

所得段階	対象者	軽減が該当になる場合
第1段階	高齢福祉年金受給者または生活保護受給者	表2の合計収入の基準に該当するか、世帯1人当たりの前年収入額が老齢福祉年金相当額の40万500円以下
	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	
第2段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	
第3段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	
第4段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	
第5段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	

・上記「合計所得金額」は、税法上の合計所得金額から「分離課税所得の特別控除」「低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除」「公的年金等に係る雑所得」などを差し引いたものです。
・世帯状況は、毎年4月1日時点(年度途中で65歳になる人、市外から転入された人はその時点)が基準となります。
・第5段階を越え、第6段階以上(本人課税)の人は該当しません。

表2 世帯全員の合計収入の基準

世帯区分	令和2年中の収入
単身世帯	130万円以下(入院か介護保険施設に入所している場合は110万円以下)
2人世帯	190万円以下
その他の世帯	上記に1人増えるごとに60万円を加えた額以下

・資産などにより軽減に該当しない場合があります。

表3 利用料などの軽減制度

軽減されるサービス	利用者負担分から軽減される割合など	軽減されるための条件
1 在宅サービスの利用者負担軽減 ○訪問介護・通所介護 ○訪問入浴介護・訪問看護 ○(介護予防)訪問リハ・通所リハ ○(//)認知症対応型通所介護 ○(//)小規模多機能型居宅介護 ○(//)短期入所生活介護 ○(//)短期入所療養介護 ○夜間対応型訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○総合事業によるサービスのうち、訪問介護、通所介護、てだすけサービス、つながりサービス	50% =内容= ・利用料 ・食費 ・滞在費	①世帯全員が市町村民税非課税 ②年間収入が単身世帯で150万円以下(※世帯1人増えるごとにプラス50万円) ③預貯金の額が単身世帯で350万円以下(※世帯1人増えるごとにプラス100万円) ④日常生活に供する資産以外の資産を有していない ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない ⑥介護保険料を滞納していない
2 施設サービスの利用者負担軽減 ○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設	25%または50% ☆利用者の収入の状況により軽減率が決定します。	
3 生活保護受給者の利用者負担軽減 ○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設 ○(介護予防)短期入所生活介護 ○(//)小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護	50%または100% ☆利用する施設により割合が異なります。	生活保護受給者

世帯全員の収入額が表2の基準以下
▼世帯1人当たりの令和2年中の収入額が老齢福祉年金相当額の40万500円以下
※令和3年度の保険料段階が決定するのは、市民税の賦課状況が確定する6月です。受付期間内には保険料段階が確定していないので、見込みで申請してください。

5月6日(木)から申請受け付け

軽減の基準に当てはまると思われる人は、介護高齢福祉課に申請してください。期間を過ぎても随時受け付けますが、期間内に申請して軽減が認められると、6月中旬にお知らせする保険料が軽減後の額になります。

令和2年度に軽減が認められた人には、受付開始日前に申請書類を送付します。

新たに申請する場合は、あらかじめ介護高齢福祉課総務・保険料係に問い合わせください。事情をお伺いした上で、申請書などを送付します。感染症拡大防止の観点から、郵送による申請にご協力をお願いします。

申請に必要なもの

令和2年1月～12月の世帯全員の収入額が分かる書類(令和2年遺族・障害年金振込通知書など)

特別な事情で保険料の支払いが困難な場合

介護保険には、保険料の減免と徴収猶予の制度があります。

災害や失業などで著しい収入の減少があり、一時的に保険料が納められなくなった場合は、早めに介護高齢福祉課総務・保険料係(減免)・収納課(徴収猶予)へ相談してください。

対象者

第1号被保険者本人か世帯の生計を主として維持している人が、次のいずれかに当てはまる場合。
▼災害や火災などで家財に著しい損害を受けたとき
▼死亡や心身障害、3カ月以上の長期入院による著しい収入減少があったとき

▼事業の休業や損失、失業により著しい収入減少があったとき
▼冷害などで農作物が不作になり著しい収入減少があったとき

介護サービス利用料などの軽減申請

表3の介護サービスを利用する場合、同表の「軽減されるための条件」にすべて当てはまる人は、申請すると利用料などが軽減される制度がありますので、利用者負担軽減の手続きをしてください。詳細は、介護高齢福祉課介護認定給付係か担当のケアマネジャー、介護保険施設に問い合わせください。
申請に必要なもの
①世帯全員の平成31年1月～令和元年12月の収入が分かる書類(令和元年分の公的年金などの源泉徴収票、遺族・障害年金恩給の振込通知書など)
②世帯全員の預金通帳(平成31年1月～提出月までの内容が記載されているもの)、有価証券など

詐欺に注意! 帯広市の職員を名乗る男性から「介護保険料の過払い分を還付するので、スーパーのATMへ行きなさい」と連絡を受け、現金を振り込んでしまう詐欺被害が発生しました。市の職員がATMの操作を連絡することは絶対にありません。電話を受けた場合はすぐに切り、家族や警察署に相談してください。